

現場説明書

1	工 事 名 称	令和5年度 野沢地区都市構造再編集中支援事業 多目的広場交流施設新築（本体）工事
2	工 事 箇 所	佐久市 取出町 野沢道地区
3	工 事 概 要	交流施設新築本体工事一式 木造 平家建 鋼板葺 延べ面積447㎡
4	関 連 工 事	<p>※工事名称は仮称であり、変更する場合もある。</p> <p>令和5年度 野沢地区都市構造再編集中支援事業 多目的広場交流施設新築（電気）工事 令和5年度 野沢地区都市構造再編集中支援事業 多目的広場交流施設新築（管）工事</p> <p>令和5年度 野沢地区都市構造再編集中支援事業 多目的広場 整備工事（契約済） 令和5年度 野沢地区都市構造再編集中支援事業 多目的広場 電気工事 令和5年度 野沢地区都市構造再編集中支援事業 多目的広場 管路工事 令和5年度 野沢地区都市構造再編集中支援事業 多目的広場 植栽工事</p> <p>令和5年度 都市構造再編集中支援街路事業 市道20-61号線 道路築造工事（契約済）</p> <p>令和5年度 野沢児童館・子育て支援拠点施設建築（本体）工事 令和5年度 野沢児童館・子育て支援拠点施設建築（電気）工事 令和5年度 野沢児童館・子育て支援拠点施設建築（管）工事</p>
5	支 払 条 件	債務負担行為事業
6	注 意 事 項	
	(1)	<p>現場進入口は安全に通行出来るよう整備するとともに、工事現場周辺に仮囲い及び通路養生を行い、作業員及び第3者の安全はもちろんのこと、騒音、ほこり、土砂等で支障がないよう十分注意すること。</p> <p>また、現場周辺は、住宅が近接しているため、当工事現場の土砂等が近隣の住居等に吹き込まないように防砂対策等を行うこと。</p> <p>施工者は関連工事の施工者と互いに協力し、安全管理に細心の注意を払うとともに、安全上必要な仮設については、請負代金の範囲内において設置すること。</p>
	(2)	工事用車両等の通路は請負者の責任において整備を行うこと。また、工事車両等の通行により問題が生じた場合は、請負者の責任において対処すること。
	(3)	工事着手前に現場及び周辺住宅の記録写真を詳細に撮影し、損傷した場合は監督職員の指示により現状に回復すること。
	(4)	近隣の住民等に工事について協力を依頼し、トラブルが発生しないよう配慮すること。 また、通行人に対しての安全についても配慮すること。
	(5)	同一敷地内で同時期に、上記4のとおり関連工事を予定しているため、各請負業者は互いに協力するとともに情報を共有して工事を行うこと。

(6)	<p>本工事における交通誘導員は、交通誘導員 A を配置すること。安全体制を十分に協議し、関係機関との調整を行い、施工計画書等に反映すること。</p> <p>なお、自社の従業員で誘導を行う場合は、警備業法 14 条で規定する以外のものとし、安全教育、安全訓練等を十分に行うこと。この場合は、交通誘導員 B を配置しているものとみなし、協議のうえに変更する。</p>
(7)	<p>保険の期間については、工期プラス 1 ヶ月程度加入のこと。</p> <p>なお、保険の種類は特記仕様書に記載しているので確認すること。</p>
(8)	<p>建退共に加入し契約締結後 1 ヶ月以内に掛金収納書（又は理由書）を提出すること。</p> <p>なお、工事契約後は必要枚数分の共済用紙を購入し、原則として現物支給とすること。</p>
(9)	<p>部分払いの対象とする工事材料については、工事現場に搬入済みの材料及び製造工場等にある材料で、監督職員等の検査に合格したものとする。</p> <p>なお、製造工場等にある工事製品を計上する際は、受注者の当該製品に対する支出が確認できた場合とする。</p>
(10)	<p>本工事は、「都市構造再編集中支援事業交付金」の対象事業であるため、交付金関係の事務で必要となる『令和 5 年度末の実績報告』及び『竣工時の完了報告』などの書類作成に要する資料の提出に協力すること。また、監督職員の指示により、工事着手前、工事中及び完了時等の写真を記録し、画像データを提出すること。</p>
(11)	<p>現場着工は、都市計画法第 29 条に定める開発行為に関する完了検査合格後とする。</p> <p>（令和 6 年 3 月頃の着工を予定）</p>
(12)	<p>令和 5 年度の支払限度額に対する出来高率は、年度末出来高検査時点で、約 4.4%以上とし、入札後調整により定める。</p>